

## 規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十九号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項、第十二条第二項及び第十四条第三項第三号中「の印鑑証明書」を「が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類」に改める。

別表四の項中「針ヶ谷四丁目」を「針ヶ谷四丁目」に改め、同表八の項中「瀬ヶ崎三丁目」を「瀬ヶ崎三丁目」に改め、同表一七の項中「一四四」を「七二」に改め、同表三二の項中「さいたま市大宮区」を「さいたま市西区」に改め、同表四一の項中「六二・一九から七二・三〇まで」を「六一・五四から七一・六二まで」に、「五七」を「二九」に、「四〇・八二から七二・二八まで」を「四〇・八一から七二・二九まで」に、「二三」を「五一」に改め、同表四六の項中「さいたま市岩槻区諏訪」を「さいたま市岩槻区諏訪三丁目」に改め、同表五二の項中「大字南平野」を「南平野二丁目」に改め、同表五三の項中「岸町」を「岸町三丁目」に改め、同表五五の項中「新宿町」を「新宿町四丁目」に改め、同表五七の項中「川越市岸町」を「川越市岸町三丁目」に改め、同表五八の項中「大字南大塚」を「南大塚三丁目」に改め、同表七八の項中「赤城町」を「赤城町一丁目」に改め、同表八四の項中「飯塚町」を「飯塚三丁目」に改め、同表八五の項中「大字根岸」を「大字安行領根岸」に改め、同表八九の項中「大字行衛」を「北原台二丁目」に改め、同表九一の項中「大字芝下」を「芝下二丁目」に改め、同表九六の項中「大字根岸」を「大字安行領根岸」に改め、同表九八の項中「安行出羽」を「安行出羽三丁目」に改め、同表一〇二の項を削り、同表一〇三の項中「八二」を「三二」に改め、同項を同表一〇二の項とし、同表中一〇四の項を一〇三の項とし、一〇五の項を一〇四の項とし、一〇六の項を一〇五の項とし、一〇七の項を削り、一〇八の項を一〇六の項とし、同表一〇九の項中「秩父市永田」を「秩父市永田町」に改め、同項を同表一〇七の項とし、同表中一一〇の項を一〇八の項とし、一一一の項から一二九の項までを二項ずつ繰り上げ、同表一三〇の項中「五一・〇七から七〇・一九まで」を「四三・九七から六四・七一まで」に、「二四四」を「一八〇」に改め、同項を同表一二八の項とし、同表一三一の項中「加須市久下」を「加須市久下二丁目」に改め、同項を同表一二九の項とし、同表中一三二の項を一三〇の項とし、一三三の項から一三

九の項までを二項ずつ繰り上げ、同表一四〇の項中「松山町」を「松山町三丁目」に改め、同項を同表一三八の項とし、同表中一四一の項を一三九の項とし、一四二の項を一四〇の項とし、同表一四三の項中「松葉町」を「松葉町二丁目」に改め、同項を同表一四一の項とし、同表中一四四の項を一四二の項とし、一四五の項から一四七の項までを二項ずつ繰り上げ、同表一四八の項中「春日部市大沼」を「春日部市大沼六丁目」に改め、同項を同表一四六の項とし、同表中一四九の項を一四七の項とし、一五〇の項から一七六の項までを二項ずつ繰り上げ、一七七の項を削り、一七八の項を一七五の項とし、同表一七九の項中「鴻巣市人形」を「鴻巣市人形三丁目」に改め、同項を同表一七六の項とし、同表中一八〇の項を一七七の項とし、一八一の項から一九三の項までを三項ずつ繰り上げ、同表一九四の項中

中層耐火
高層耐火

六五・〇八	三〇
六五・〇八	一〇〇

を

高層耐火	四五・五三から 四六・七七まで	一三〇
------	--------------------	-----

に改め、同項を

同表一九一の項とし、同表一九五の項中「青柳町」を「青柳六丁目」に改め、同項を同表一九二の項とし、同表一九六の項を同表一九三の項とし、同表一九七の項中「草加市原町」を「草加市原町一丁目」に改め、同項を同表一九四の項とし、同表中一九八の項を一九五の項とし、一九九の項から二〇四の項までを三項ずつ繰り上げ、同表二〇五の項中「草加市長栄町」を「草加市長栄三丁目」に改め、同項を同表二〇二の項とし、同表二〇六の項を同表二〇三の項とし、同項の次に次のように加える。

二〇四	草加北谷シャイン住宅	草加市北谷二丁目	中層耐火	五〇・一六	二〇
二〇五	草加北谷グリーンビル住宅	草加市北谷三丁目	中層耐火	四九・九〇	四〇

別表中二〇七の項を二〇六の項とし、二〇八の項を二〇七の項とし、同表二〇九の項中「大沢」を「東大沢三丁目」に改め、同項を同表二〇八の項とし、同表二一〇の項を同表二〇九の項とし、同表二一一の項中「神明町」を「神明町二丁目」に改め、同項を同表二一〇の項とし、同表二一二の項中「蒲生西町」を「蒲生西町一丁目」に改め、同項を同表二一一の項とし、同表中二一三の項を二一二の項とし、

二二四の項から二二二の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二二三の項中「川岸」を「川岸二丁目」に改め、同項を同表二二二の項とし、同表二二四の項を同表二二三の項とし、同表二二五の項中「扇町屋」を「大字扇町屋」に改め、同項を同表二二四の項とし、同表二二六の項中「豊岡二丁目」を「扇町屋二丁目」に、「二三八」を「一六八」に改め、同項を同表二二五の項とし、同表二二七の項中「東町」を「東町四丁目」に改め、同項を同表二二六の項とし、同表中二二八の項を二二七の項とし、二二九の項から二三六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二三七の項中

層耐火	四七・二一から 七三・一九まで	九〇
-----	--------------------	----

を

高層耐火	中層耐火	高層耐火	中層耐火
七八・一〇まで	四七・二一から 七四・二〇まで	四八・四四から 七三・一〇まで	四七・二一から 七四・二〇まで
三五	五五	三五	五五

に改め、同

中
---

項を同表二三六の項とし、同表中二三八の項を二三七の項とし、二三九の項を二三八の項とし、二四〇の項を二三九の項とし、同表二四一の項中「館」を「館二丁目」に改め、同項を同表二四〇の項とし、同表二四二の項中「志木市中宗岡」を「志木市中宗岡二丁目」に改め、同項を同表二四一の項とし、同表中二四三の項を二四二の項とし、二四四の項から二五六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二五七の項中「二九〇」を「二六〇」に改め、同項を同表二五六の項とし、同表中二五八の項を二五七の項とし、二五九の項から二六七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二六八の項中「大字小作田」を「緑町五丁目」に改め、同項を同表二六七の項とし、同表中二六九の項を二六八の項とし、二七〇の項から二七七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二七八の項中「大字紺屋」を「東坂戸二丁目」に改め、同項を同表二七七の項とし、同表中二七九の項を二七八の項とし、二八〇の項から二八二の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二八三の項中「南町一丁目」を「南一丁目」に改め、同項を同表二八二の項とし、同表二八四の項中「鶴ヶ島市大字富士見」を「鶴ヶ島市富士見一丁目」に改め、同項を同表二八三の項とし、同表二八五の項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改め、同項を同表二八四の項とし、同表二八六の項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改め、同項を同表二八五の項とし、同表二八七の項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改め、同項を同表二八六の項とし、同表二八八の項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改め、同項を同表二八八の項とし、同表中二九〇の項を二八九の項とし、二九一の項から二九三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二九四の項中「霞ヶ丘三丁目」を「霞ヶ丘三丁目」に改め、同項を同表二九三の項とし、同表中二九五の項を二九四の項とし、二九六の項を二九五の項とし、同表二九七の項中「鶴ヶ

岡四丁目」を「鶴ヶ岡四丁目」に改め、同項を同表二九六の項とし、同表中二九八の項を二九七の項とし、二九九の項を二九八の項とし、同表三〇〇の項中「西」を「西二丁目」に改め、同項を同表二九九の項とし、同表三〇一の項を同表三〇〇の

項とし、同表三〇二の項中

中層耐火	四〇・一三から 七一・九八まで	三八
高層耐火	六一・六八から 七一・九六まで	三七

を

高層耐火	四〇 七一
------	----------

・一二から  
・九七まで

七五

に改め、同項を同表三〇一の項とし、同表中三〇三の項を三〇

二の項とし、三〇四の項から三一〇の項までを一項ずつ繰り上げ、同表三一一の項中「大字平沢」を「大字平澤」に改め、同項を同表三一〇の項とし、同表三一二の項を同表三一一の項とし、同表三一三の項中「比企郡小川町みどりが丘」を「比企郡小川町みどりが丘四丁目」に改め、同項を同表三一二の項とし、同表中三一四の項を三一三の項とし、三一五の項から三三六の項までを一項ずつ繰り上げる。

様式第六号（表面）中

「**印鑑証明**」**入居請け書**」を

「**本人確認書類**」**入居請け書**」

に、

「**印鑑**」

及び

「**録印鑑**」

を

「**（白署）**」

に改め、同様式の備考１中

「の印鑑証明書」や「が本人であることを確認するために必要な書類」に改める。

様式第六号の二（表面）中

「**印鑑証明**」**入居請け書**」を

「**本人確認書類**」**入居請け**」

「**録印鑑**」

「**印鑑**」

及び

「**録印鑑**」

を

「**（白署）**」

Blank rectangular box for stamp or signature.

に改め、同様式の備考

「中の印鑑証明書」を「が本人であることを確認するために必要な書類」と改める。

様式第七号中「氏名」を「氏名（自署）」と改める。

様式第七号の二中「氏名」を「氏名（自署）」と改め、「㊟」を挿入する。

様式第七号の四中「氏名」を「氏名（自署）」と改める。

様式第七号の五中「氏名」を「氏名（自署）」と改め、「㊟」を挿入する。

「入居権利者

様式第九号中  
氏名 氏名 ㊟」

「旧緊急時等連絡先

自署) 氏名 ㊟」

「新緊急時等連絡先

氏名 氏名（自署）」

し、同様式の備考中「の印鑑証明書」を「が本人であることを確認するために必要な書類」と改める。

様式第十二号の三及び様式第十二号の六中「氏名」を「氏名（自署）」と改め、

「㊟」を挿入する。

様式第十四号の三中「氏名」を「氏名（自署）」と改め、

	「 録 鑑 印 」
を	「 自 署 ）」

に改め、同様式の備考中「の印鑑証明書」を「が本人であることを確認するために必要な書類」と改める。

様式第二十四号の四中「氏名」を「氏名（自署）」と改め、「㊟」を挿入する。

様式第二十五号中「あて先」を「宛先」と改め、「氏名」を「氏名（自署）」と改める。

様式第二十九号及び様式第三十一号中「あて先」を「宛先」と改め、「㊟」を挿入する。

## 附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第七条第四項、第十二条第二項及び第十四条第三項第三号の改正規定並びに様式第六号、様式第六号の二、様式第七号、様式第七号の二、様式第七号の四、様式第七号の五、様式第九号、様式第十二号の三、様式第十二号の六、様式第十四号の三、様式第二十四号の四、様式第二十五号、様式第二十九号及び様式第三十一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。